

指 導 課

1. 医療計画について

都道府県医療計画の公示年月日(注1)

法施行日	第1次改正後～第3次法改正前(注2)			第3次法改正後 平10年4月1日～	第4次法改正後 平13年3月1日～		第5次法改正後 平19年4月1日～	次期計画予定
	昭61年8月1日～							
北海道	S63.4.1	H5.3.31	H10.3.27		H15.3.28		H20.3.28	
青森県	H1.5.17	H8.3.13		H12.8.11	H17.4.1		H20.7.18	
岩手県	S63.3.1	H4.3.31	H9.3.28	H12.2.18	H18.7.28		H20.4.18	
宮城県	H1.6.29	H5.8.10		H11.8.10	H15.8.19		H20.4.1	
秋田県	H1.5.6	H5.3.30	H10.3.27		H14.3.29	H19.3.30	H20.3.28	
山形県	S62.12.25	H4.12.25	H10.1.13		H15.2.7		H20.3.18	
福島県	S63.2.1	H5.3.12	H10.3.27		H15.3.28		H20.4.8	
茨城県	S63.10.31	H5.11.1		H11.4.8	H16.3.31		H20.3.31	
栃木県	S63.6.20	H5.6.25		H10.6.25	H15.6.25		H20.3.31	
群馬県	S63.6.17	H5.7.20		H12.3.31	H17.3.31		H20.3.31	平成22年度～
埼玉県	H1.3.1	H4.4.30	H9.3.21		H14.3.29		H20.2.22	
千葉県	S63.4.1	H3.4.1	H8.7.30		H13.12.28	H18.6.30	H20.4.18	平成23年度～
東京都	H1.2.25	H5.12.24		H10.12.22	H14.12.26		H20.3.28	
神奈川県	S62.2.20	H5.3.30	H9.2.18		H14.2.19		H20.3.28	
新潟県	S62.6.10	H4.6.26	H9.7.18		H13.3.30	H18.3.31	H20.12.26	平成23年度～
富山県	H1.3.31	H6.8.31		H11.11.1	H17.3.25		H20.3.31	
石川県	S63.4.5	H4.4.1	H9.4.1		H14.4.1	H19.4.1	H20.4.1	
福井県	S63.3.31	H5.3.31	H10.3.31		H15.3.31		H20.3.31	
山梨県	S62.12.26	H4.12.24	H10.1.19		H15.1.16		H20.3.27	
長野県	S62.12.3	H4.12.10	H9.12.8		H15.3.27		H20.3.31	
岐阜県	H2.12.18	H6.3.29		H11.3.31	H16.3.31		H20.3.25	
静岡県	S63.7.8	H3.4.1	H8.3.29	H12.3.7	H17.3.29		H20.3.28	平成22年度～
愛知県	H1.3.31	H4.8.31	H9.8.29		H13.3.30	H18.3.31	H20.3.28	
三重県	S63.12.27	H5.12.17		H10.12.25	H15.12.24		H20.3.28	
滋賀県	S63.4.1	H6.6.1	H10.3.27		H15.3.31		H20.4.1	
京都府	S63.4.8	H4.9.11		H11.4.30	H16.3.30		H20.4.4	
大阪府	H3.12.27	H9.10.24		H12.5.30	H14.12.27		H20.3.31	
兵庫県	S62.4.1	H4.4.1	H9.4.1		H13.4.1	H18.4.1	H20.4.1	
奈良県	S63.4.30	H5.4.23	H10.3.31	H10.12.25	H15.3.31			
和歌山県	H2.3.30	H5.10.8		H10.10.13	H15.4.25		H20.3.14	
鳥取県	S63.6.1	H5.3.26		H10.9.4	H15.4.22		H20.5.13	
島根県	H3.12.27	H4.11.10	H8.4.5	H11.8.31	H16.3.30		H20.3.28	
岡山県	S62.10.1	H4.9.29	H8.3.29		H13.3.30	H18.3.31	H20.3.28	平成23年度～
広島県	S62.7.20	H5.9.17	H9.2.17		H14.3.28	H19.3.29	H20.3.27	
山口県	S62.10.27	H3.5.21	H8.5.7		H13.8.21	H18.5.16	H20.5.27	平成23年度～
徳島県	S62.11.20	H4.9.1	H9.9.19	H11.10.15	H14.10.11		H20.4.22	
香川県	H2.12.28	H6.3.4		H11.3.30	H16.2.27		H20.3.28	
愛媛県	S63.4.1	H4.4.1	H9.6.24		H14.4.1		H20.4.1	
高知県	S63.3.31	H5.3.31	H10.3.31		H14.9.10		H20.3.31	
福岡県	H2.3.31	H7.3.31			H14.3.29		H20.3.31	
佐賀県	S63.4.1	H5.4.1	H8.4.1	H12.4.3	H15.4.1		H20.4.1	
長崎県	S63.3.31	H4.3.31	H9.3.31		H13.12.28	H18.3.31	H20.4.11	平成23年度～
熊本県	S63.5.20	H5.5.19		H10.5.19	H15.6.25		H20.4.1	
大分県	H1.3.31	H6.3.31		H11.3.31	H16.3.31		H20.3.31	
宮崎県	S63.3.23	H5.6.10		H10.11.6	H15.5.1		H20.4.1	
鹿児島県	S62.6.1	H4.8.31	H9.10.1		H14.10.1		H20.4.1	
沖縄県	H1.1.25	H6.3.18		H11.10.8	H16.8.20		H20.4.1	

注1) 医療圏、基準病床数等の一部だけの見直し公示は除く

注2) 第3次法改正前については、任意的記載事項の見直し(策定)公示日

○ 医療計画における医療機関等の具体的な名称記載 (平成21年2月24日)

	がん				脳卒中				急性心筋梗塞				糖尿病				救急医療				災害医療				へき地医療				周産期医療				小児医療																				
	予防	専門診療(拠点病院)	標準的診療	在宅療養支援	その他	発症予防	病院前救護(搬送)			急性期	回復期	再発予防	その他	初期・安定期治療	専門治療	急性増悪時治療	慢性合併症治療	その他	病院前救護(搬送)			救命救急医療	入院救急医療	初期救急医療	救命期後の医療	その他	災害拠点病院	DMAT派遣機能	健康管理機能	その他	保健指導	へき地診療の支援		その他	正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援	その他	相談支援機能		一般小児		地域小児		小児中核		その他					
							△	○	○										△	○	○											△	○							○	△	○	○	△	○	○	△		○	○	△	○	○
滋賀	○	○	○	○	※	○		○	○	○		※	○	○	○	※		△	○	○	○				○	○					○	○											○	○	○	○							
京都		○					○	○	○	○										○	○	○				○	○																△	○									
大阪	○	○					○	○			※		○	○		※			○	○	○				○							-	-	-	-	○	○	○		※			○	○	○	○	○	○	○	※			
兵庫	○	○	△	※	△		○	○	△	△		△	○	○					○	△	○				○							○	○		△	○	○			△		○	○	○	○								
奈良																				○	○					○	○																										
和歌山	○	○	○	※		○	○	○	○				○	○					○	○	○				○	○		※			○	○		○	○	○							○	○									
鳥取	○	○		※		○	○	○					○	○					○	○	○				○	○																				○	○						
島根	○	○		※		○	○	○					○	○					○	○	○				○	○	○																○	○	○	○							
岡山	○					○	○	○	○											○	○	○				○																									※		
広島	○	○		※		○	○	○	○											○	○	○				○																				△	○	○	○				
山口	○			※	○	○	○	○	○				○	○	○					○	○	○				○	○																				○	○				※	
徳島	○	○				○	○	○	○				○	○	○					○	○	○				○	○																			△			○				
香川	○				○	○	○	○	○											○	○	○				○			※			○	○											○	○								
愛媛	○				○	○	○	○	○											○	○	○				○	○		※			○	○												○	○	○						
高知	○	○		※		○	○						○							○	○				○	○		※			○	○													○	○	○						
福岡	△	○	△	△		△	△	△	△			△	△	△						○	○	○				○	○																		△			○					
佐賀	○		○	※		○	○	○	○	※		○	○	○						○	○	○				○	○	○	※			○	○	○											△	○	○	○	○	○			
長崎	○			※		○	○													○	○	○				○	○																										
熊本	○					○	○						△							○	○	○				○	○																										
大分	○	○		※		○	○						○	○	○					○	○	○				○	○																										
宮崎	○	○			○	○	○	○	○				○							○	○	○				○																											
鹿児島	○					○	○	○	○											○	○	○				○			※			○	○																				
沖縄	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	※				○	○	○				○	○		※			○	○	○																			
計	6	45	26	19	20	9	1	46	46	22	26	5	7	1	37	31	13	5	17	29	21	24	7	8	47	46	44	4	9	47	34	4	10	7	40	41	1	29	43	44	8	3	21	9	36	17	41	22	34	6			

注1)4疾病・5事業のそれぞれに必要な医療機能については、「疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針」(平成19年7月20日医政局指導課長通知)にて例示
注2)○名称が記載、△名称は記載されていないが医療情報窓口等の連絡先が記載、※国の指針に例示のない機能も記載

225

指 3

医療計画に記載される医療機関であることが要件となる場合（概要）

医療法

○ 診療所の一般病床設置（医療法施行規則第1条の14第7項）

次に掲げる診療所は、許可の代わりに届出によって一般病床が設置できる。

- ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所

○ 救命救急センター（平成19年7月20日指導課長通知）

医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものが救命救急センターとされる。

○ 社会医療法人の認定（医療法第42条の2第1項第5号）

当該病院又は診療所の名称が、次に掲げる救急医療等確保事業に係る医療連携体制を構成するものとして、医療計画に記載されることが必要。

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ へき地の医療
- ④ 周産期医療
- ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む）

診療報酬

○ 初診料における時間外加算の特例

次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関が特例の適用を受ける。

- ① 地域医療支援病院
- ② 救急病院又は救急診療所
- ③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

○ 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算

次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されてい

る救急医療機関において、緊急に入院を必要とする重症患者に対して救急医療が行われた場合に算定できる。

- ① 地域医療支援病院
- ② 救急病院又は救急診療所
- ③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

○ 地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料

脳卒中を対象疾患とする場合にあっては、各都道府県が作成する医療計画において脳卒中に係る医療提供体制を担う医療機関として記載されている保険医療機関であることが要件となる。

その他

○ 持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する際の贈与税の非課税措置

持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する際に贈与税が非課税となる基準に関し、平成 20 年 7 月に国税庁から通達が発出され、新たな基準が追加されているが、新基準においては、病院又は診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載されていることが要件となっている。

○ 分娩施設に係る課税特例措置（不動産取得税）

周産期医療の連携体制を担うものとして医療計画に記載された病院、診療所又は助産所が新築・増改築をした際に取得した不動産（分娩関連部分）の不動産取得税について、価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が 2 年間（平成 22 年 3 月 31 日まで）講じられている。

社会医療法人の認定要件

1. 救急医療等の事業に関する要件

【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数=20%以上、又は、夜間・休日救急車受入件数=年750件以上 ※ 精神科救急医療：年間時間外診療件数=人口万対2.5件以上
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	へき地医療拠点病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療を行っていること
周産期医療	ハイリスク分娩加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

2. 公的な法人運営に関する要件

【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(出資持分がない)こと
- 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬等について、支給の基準を定め、公開していること 等

相続税法第 66 条第 4 項の「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの」の基準

◎本基準に該当する場合には、贈与税は原則非課税。(該当しない場合には、個別判断により課税・非課税を決定)

○相続税法施行令第 33 条第 3 項の基準

- ① その運営組織が適正であるとともに、寄附行為・定款において、役員等のうち親族・特殊の関係がある者は 1 / 3 以下とする旨の定めがあること
- ② 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ③ 寄附行為・定款において、残余財産が国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属する旨の定めがあること
(注) 持分の定めのない医療法人（基金制度を利用する医療法人を含む。）が該当
- ④ 法令に違反する事実、帳簿書類の偽装等の事実その他公益に反する事実がないこと

○医療法人に関する「その運営組織が適正である」かどうかの判定基準

改正前の基準（←特定医療法人を想定）	新基準を追加（平成 20 年 7 月国税庁通達）
・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上	・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上 ※ 改正前の「社会保険診療等」に介護保険及び助産に係る収入金額を追加
・ 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	・ 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
・ 医業収入が医業費用の 150%以内	・ 医業収入が医業費用の 150%以内
・ 役職員に対する報酬等が一人当たり 3,600 万円以下	・ 役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
・ 40 床以上又は救急告示病院（病院の場合） ・ 15 床以上及び救急告示診療所（診療所の場合）	・ 病院又は診療所の名称が 4 疾病 5 事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※ 「4 疾病 5 事業」とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、都道府県知事が特に必要と認める医療
・ 差額ベッドが全病床数の 30%以下	(なし)

※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

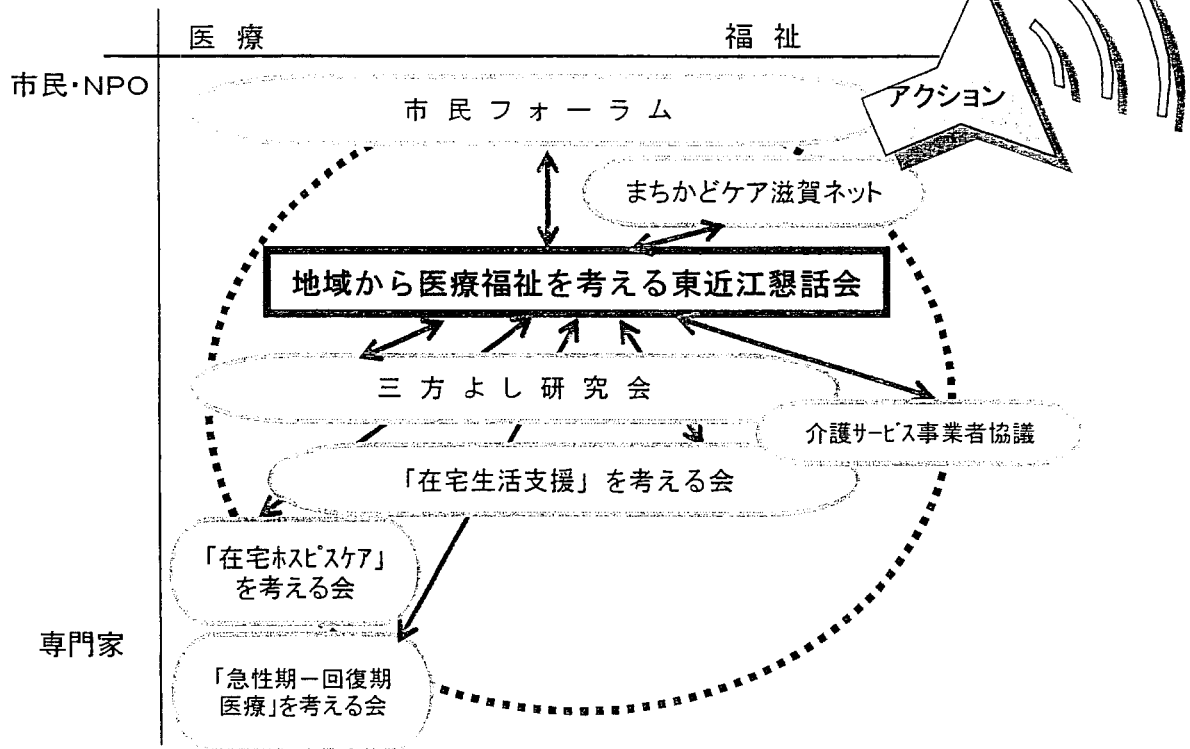
地域から医療福祉を考える懇話会取り組み状況

H21.2.25 現在

区 分		大津圏域	湖南圏域	甲賀圏域	東近江圏域	湖東圏域	湖北圏域	湖西圏域
設置状況	設置年月日	H20.11.26	H20.9.3		H20.12.11	H21.12.10	H21.2.3	H21.1.7
	構成員	15人 医師会、歯科医師会、薬剤師会、大津赤十字病院、大津市民病院、看護協会、健康推進員連絡協議会、女性団体連合会、自治連合会、民生委員児童委員協議会連合会、社会福祉協議会、介護支援専門員協議会、NPO、市健康保険部、市消防局	60人 湖南・甲賀管内医療機関従事者、行政関係者等		17人 市民、介護事業者、医療関係者、宗教家、行政	20人 医師会、湖東医療地域ネットワーク、介護保険事業者協議会、障害者自立支援協議会、訪問看護ステーション連絡協議会、住民代表、行政	24人 医療関係者、消防、講習会実践者、保育園等保護者、保育園長、行政関係者	11人 社会福祉協議会、福祉施設協議会、介護支援専門員連絡協議会、公立高島総合病院、マキノ病院、医師会、訪問看護ステーション、民生委員児童委員協議会連合会、健康推進員連絡協議会、介護者の会、地域包括支援センター
開催状況	日時	H20.12.19	①H20.9.3 ②H21.1.25 (湖南)		① H20.12.11 (調査 H21.2.1) ② H21.2.5	H21.2.20 準備会開催	H21.2.3	H21.1.28
	場所	大津合同庁舎	草津市立市民交流プラザ 等		保健所	保健所	地域振興局	保健所
	参加者	委員等	委員等		委員等	委員等	委員等	委員等
	内容	地域から考える医療福祉のあり方について	これからの地域医療連携のあり方を考える 等		私たちの暮らしは安心、安全、納得できているか 等	テーマの設定と懇話会の運営方法	小児救急医療に関する情報交換	湖西地域の医療福祉の特性などを基に意見交換
	広報の方法	保健所のHPで案内など	ちらし発送、医師会への案内		報道関係への資料提供	準備会のため行わない	議事録をHPで公開予定	保健所のHPで案内など
	公開状況	公開	公開		公開	—	公開	公開
今後の予定		未定	未定		第3回 H21.3.5	次年度に3～4回開催	開催結果により次回テーマを検討	未定

地域から医療福祉を考える東近江懇話会

2008.12.11

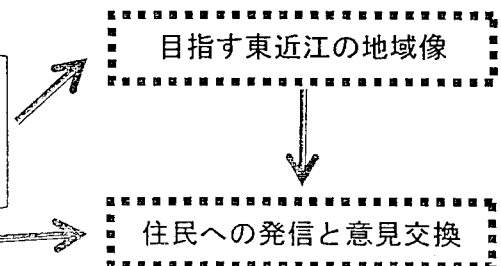


【「地域から医療福祉を考える東近江懇話会」で何をするの】

- I 地域で何が起きているか！？
現状を知る
- II 背景 国や県のかかえている課題や動き
制度や計画
- III 目指す東近江地域の姿 夢 希望は？
- IV 現状の立場を理解し合い、自分たちができることは何か
- V 解決の方向性・柱・・・国・県・市町・住民の取り組み事項
住民啓発、理解
地域医療福祉の質的、量的評価・分析
- VI 短・中・長期ビジョンと国・県・市町・地域住民の役割提案の発信

【タイムスケジュール(案)】

- ◇ H20年11月 4日 事前打ち合わせ会議
- ◇ H20年12月11日 第1回 東近江懇話会
- ◇ H21年 2月 日 第2回 東近江懇話会
- ◇ H21年 3月 日 第3回 東近江懇話会
- ◇ H21年 5月 日 第1回 フォーラム



2. 医療施設等の施設・設備整備事業

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予定額

平成21年度予定額
9,860 百万円

II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

補助対象除外施設：公立分（全事業）、公的分（一部事業）

交付金対象事業区分		
休日夜間急患センター	小児医療施設	地震防災対策医療施設耐震整備
病院群輪番制病院	周産期医療施設	医療機器管理室
共同利用型病院	院内感染対策施設	内視鏡訓練施設
(地域)救命救急センター	看護師勤務環境改善	医療施設耐震整備
小児救急医療拠点病院	看護師宿舎	アスベスト除去等整備
がん診療施設	医療施設近代化施設	小児科・産科連携病院等病床 転換施設
医学的リハビリテーション施設	特殊病室施設	小児初期救急センター施設
不足病床地区病院	基幹災害医療センター	肝移植施設
特定地域病院	地域災害医療センター	院内助産所・助産師外来施設
共同利用施設（開放型病棟等）	治験施設	病院内保育所
看護師等養成所	歯科衛生士養成所	⑨地球温暖化対策
腎移植施設	病児・病後児保育施設	⑨救急ヘリポート

医療施設等 施設整備費補助金の概要

I 予定額

平成21年度予定額
501,540千円

II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保など、国が特に責任を果たしていく必要があることから、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のとおり存続させるもの。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	補助率
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間）	1/2
へき地診療所（公立・公的・民間）	1/2
過疎地域等特定診療所（都道府県・市町村）	1/2
へき地保健指導所（都道府県・市町村）	1/3、1/2
研修医のための研修施設（民間）	1/2
臨床研修病院（民間）	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備（民間）	1/3
産科医療機関（公立・公的・民間）	1/3
離島等患者宿泊施設（公立・公的・民間）	1/3

医療提供体制推進事業費補助金の概要

I 予定額

平成21年度予定額
35,785百万円

II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療等の経常的な経費の補助を行うもの。

III 補助制度の概念

医療計画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制推進事業費補助金」を各都道府県に交付

IV 補助対象：設備整備費関係の抜粋

(注意): 公立分及び公的分が補助対象とならない事業も含まれている。

補助対象事業区分		
休日夜間急患センター	人工腎臓不足地域	NBC災害・テロ対策設備
病院群輪番制病院	小児医療施設	内視鏡訓練施設設備
共同利用型病院	周産期医療施設	小児科・産科連携病院等 病床転換設備
救命救急センター	看護師等養成所初度設備	小児初期救急センター設備
高度救命救急センター	看護師等養成所教育環境改善	院内助産所・助産師外来設備
小児救急医療拠点病院	理学療法士等養成所初度設備	医療機関アクセス支援車
小児救急遠隔医療設備	院内感染対策設備	在宅訪問歯科診療設備
がん診療施設	基幹災害医療センター	
医学的リハビリテーション施設	地域災害医療センター	
共同利用施設(高額医療機器)	歯科衛生士養成所初度設備	
H L A 検査センター	環境調整室	